

2006 年

複合防火設備の大臣認定（CAS新認定番号）への移行手続きが完了（2006年9月21日）

平成17年12月1日に改正された建築基準法施行令112条の安全性確認義務化に伴い、当協会は複合防火設備の大臣認定（CAS新認定番号）を取得（平成18年4月）し、該当する複合防火設備の仕様書の策定を行ってきましたが、このほど、使用登録申請が行われた協会のCAS新認定番号への移行手続きが完了しました。

当協会は、大臣認定品の製造と供給に関して下表の会員を承認して使用契約を交わしており、会員が大臣認定品を施工する際は、品質保証の証として、鋼製ドアに大臣認定番号と会員番号等が記載された「証紙」を貼付します。

なお、大臣認定品の使用登録申請については期限を設けず、今後も使用登録申請を受け付けます。

■新大臣認定番号

新認定番号 (H18.3.31以降)	旧認定番号 (H17.11.30以前)	正式名称
CAS-0257	CAS-0002	鋼製シャッター・鋼製開き戸／複合防火設備 (準耐火構造壁・床付き)
CAS-0258	CAS-0040	鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折り たたみ戸／複合防火設備 (準耐火構造壁・床付き)

■CAS-0257 使用契約会員（敬称略）

会員名	会員番号
小俣シャッター工業（株）	1001
神村シャッター（株）	1002
三和シャッター工業（株）	1004
トステム鈴木シャッター（株）	1006
大和シャッター（株）	1007
東鋼シャッター（株）	1008
北陸東工シャッター（株）	1009
東洋シャッター（株）	1010
（株）日本シャッター製作所	1011
（株）文明シャッター	1012
文化シャッター（株）	1013
（株）安中製作所	2001
田中サッシュ工業（株）	1015
鐵矢工業（株）	2018

■CAS-0258 使用契約会員（敬称略）

会員名	会員番号
小俣シャッター工業（株）	1001
三和シャッター工業（株）	1004
トステム鈴木シャッター（株）	1006
大和シャッター（株）	1007
東鋼シャッター（株）	1008
東洋シャッター（株）	1010
（株）文明シャッター	1012
文化シャッター（株）	1013
鐵矢工業（株）	2018
中田建材（株）	2021
（株）兵庫機工	2031
（株）三加茂建鋼	2032
大電鋼機（株）	2037
トステムSD（株）	2040

会員名	会員番号
中田建材（株）	2021
エコー産業（株）	2030
（株）兵庫機工	2031
（株）三加茂建鋼	2032
大電鋼機（株）	2037
トステムSD（株）	2040
旭金属工業（株）	2060
（株）面川建機製作所	2087
（株）横引シャッター	2025
（有）海邦ベンダー工業	2061
（有）三栄産業	2065
（有）共進製作所	2107
佐々木シャッター工業（株）	2009

会員名	会員番号
旭金属工業（株）	2060
（株）面川建機製作所	2087
（有）海邦ベンダー工業	2061
（有）共進製作所	2107
カネヤ工業（株）	2041

「住宅の防犯対策について」のパンフレット完成！（2006年8月10日）

当協会が参画する5団体防犯建物部品普及促進協議会では、平成18年4月1日より住宅性能表示制度に「防犯性能評価」が追加されたことを受け、同制度に対応する“防犯建物部品”（CP商品）を、ユーザーの皆様をはじめ、建築関連の団体や都道府県の防犯推進部署等に幅広く紹介するためのパンフレット「住宅の防犯対策について」を作成しました。

内容については、開口部の侵入防止対策に関する概要をイラスト入りで解説している他、主なCP商品の防犯性能を写真とイラストで紹介しています。さらに、CP商品への共通標章（CPラベル）※の貼付が、防犯性能評価を行う上で評価基準となることから、それぞれの商品のCPラベルの貼付箇所についても写真入りで紹介しています。

当協会は、今後も防犯対策事業を積極的に推し進め、CP商品のさらなる普及と促進を図ってまいります。

※CPラベルは、官民合同会議が公表する「防犯建物部品目録」に申請、登録された防犯建物部品にのみ貼付されます。



・パンフレットをご覧になれます。(PDF2.68MB)

<http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/pdf/zyutakubouhan.pdf>

(財)ベターリビングの評価員が会員会社の CP 商品を見学 (2006 年 3 月)

住宅性能表示制度の表示項目に「防犯に関すること」が追加されることを受け、さる 3 月 2 日、同制度で定められた評価方法基準を確認するため、性能評価機関の 1 つである財団法人ベターリビング所属の評価員が当協会の会員である文化シャッターを訪れた。

当日は当協会事務局の水島部長が同行し、同社関係者を交えて防犯性能の高い建物部品（以下 CP 商品）の概要と性能基準についての質疑応答が行われた後、同社の展示スペースで実際に CP 商品をご覧頂いた。その際、CP 商品の表側には「CP マーク」、裏側には「自主評定ラベル」を貼付していることを説明し、性能評価を行う際には同シールの貼付の有無がポイントになることをご理解頂いた。



ドアの室内側に貼付された「自主評定ラベル」の位置を確認する評価員



シャッター用スイッチボックスを見学する評価員

「危害防止機構の設置が義務付けられました！」パンフレットが完成 (2006 年 1 月)

平成 17 年 7 月の改正建築基準法施行令により、同年 12 月 1 日から通行の用に供する防火設備（防火シャッター、耐火クロス製防火・防煙スクリーン、防火ドア）への危害防止機構の設置が義務づけられました。

今回の法令改正で「危害防止機構」の完全装着の実施が定められたことを契機に、当協会はその重要性と意義を周知徹底するため、各認定機関、設計事務所、建築業者、ユーザーと関連する諸団体に対して、このたび制作したパンフレットによる積極的な PR 活動を行ってまいります。



- ・パンフレットをご覧になれます。(PDF 1.8MB)

http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/uploads/2018/02/shutter_01.pdf